



全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ

協会けんぽ みやざき

マイナ保険証をお持ちでない方へ令和7年8月より
資格確認書を送付しています。



現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用することができなくなります。マイナ保険証を使用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない加入者が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。**

協会けんぽでは令和7年8月より順次、以下の対象者の資格確認書を**従業員様のご自宅**へ送付します。

対象者

現在、健康保険証をお持ちの加入者（令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者）であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方

送付先

従業員様のご自宅

- ご家族様の資格確認書についても、従業員様のご自宅へ送付します。なお、送付する資格確認書が5枚以上の場合は、複数の封筒で送付いたします。
- 資格確認書がお手元に届いた時点で健康保険の資格を喪失されている方については、同封する返信用封筒でご返却ください。
- 資格確認書をすでにお持ちの方へ新たに届いた場合、資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき新しい日付のものを使用してください。なお、古い日付のものについては同封する返信用封筒でご返却ください。

事業主様へ

- 対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を事前に送付いたします。
- 従業員様の住所に送付した資格確認書が、宛所不明等により当協会に返送された場合、返送された方の資格確認書を事業所様に送付します。お手数をおかけしますが、従業員様に配布いただきますようお願いします。

◆資格確認書について

形状	取得方法	使用場面	使用方法
保険証と同じ プラスチックカード型 	- 資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄にチェックされた方に発行します。 - チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得から30～50日後に発行します。 - 資格確認書交付申請書を提出された方に発行します。	マイナ保険証を使用することができない方が医療機関等を受診するとき	医療機関等へ提示

資格確認書に関する
お問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル：0570-015-369(ナビダイヤル)

受付時間：平日8:30から17:15まで ※土日祝日年末年始を除く